出資比率が第２位の構成員は、平成13年度以降に元請として完工した上記⑷アの②における施工管理に６箇月以上の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限るが、工事成績がないものについては、これを認める。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。

出資比率が最下位の構成員（最下位の構成員が同率で複数の場合には、そのうち１者に限る。）の配置予定技術者については、施工経験を必ずしも必要としない。

なお、上記工事の施工経験は、元請として完工し引き渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事の場合は、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工経験とすることができる。

㈠　２者による共同企業体の場合　構成員のうち代表者は、平成13年度以降に元請として完工した上記⑷アの①における施工管理に１年以上の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限るが、工事成績がないものについては、これを認める。また、共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が10％以上のものに限る。）を有する者を配置すること。

その他の構成員は、平成13年度以降に元請として完工した上記⑷アの②における施工管理に６箇月以上の施工経験（当該施工経験が当機構鉄道建設本部における経験で工事成績がある場合は、工事成績評定点が65点以上のものに限るが、工事成績がないものについては、これを認める。また、共同企業体構成員としての経験は、出資比率が10％以上の場合のものに限る。）を有する者を配置すること。

なお、上記工事の施工経験は、元請として完工し引き渡し済みのものに限るが、当該工事が当機構鉄道建設本部の発注工事の場合は、一部しゅん功し引渡しとなった部分（当該工事の主たる目的物に限る。）を対象に施工経験とすることができる。

ウ　専任補助者を配置する場合は、上記⑷アの①の施工経験に代えて下記の代要件の施工経験を有する配置予定技術者を配置できる。

配置予定技術者の経験要件　ＮＡＴＭによる内空断面50㎡以上、延長1,000ｍ以上の鉄道トンネル新設工事

代要件　ＮＡＴＭによるトンネル新設工事

エ　監理技術者（監理技術者の専任補助者を含む。）にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構鉄道建設本部関東甲信工事局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑿　「工事目的物の性能、機能の向上及び社会的要請への対応に関する技術提案（以下「技術提案」という。）に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「技術提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊示方書に参考として示された図面及び示方書等（以下「標準案」という。）と異なる施工方法（技術提案）で施工する場合の具体的な施工内容を示した施工計画書を提出すること。「技術提案に係わる具体的な施工計画」が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

また、標準案に基づいて施工しようとする場合には標準案による施工計画を提出すること。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

ア　品質確保の実効性及び施工体制確保の確実性を評価する。

イ　工事全般の具体的な施工計画に関する技術的所見について評価する。

ウ　工事目的物の性能、機能の向上に関する技術提案について評価する。

エ　社会的要請への対応に関する技術提案について評価する。

㈠　施工体制の評価について

品質確保の実効性　配点15点

施工体制確保の確実性　配点15点

㈡　工事全般の具体的な施工計画について（技術的所見）

工程確保や安全対策及び地形・地質等現地の条件に対応するために施工上配慮すべき事項と技術的対応策　配点12点

㈢　工事目的物の性能、機能の向上に関する事項について（技術提案）

トンネル掘さくの施工管理に係わる技術提案及び具体的な施工計画　配点７点

覆工コンクリートの品質向上、及びインバートコンクリートの性能確保に係わる技術提案　配点６点

㈣　社会的要請への対応に関する事項について（技術提案）　配点５点

注）技術的所見及び技術提案の詳細については、技術提案等作成説明書による。

⑵　総合評価の方法　価格及び提案に係わる総合評価は、標準点、施工体制評価点と加算点の合計を、当該入札参加者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

ア　標準点　上記⑴に示す評価項目の提案が標準案と同等の場合には、標準点100点を与える。

なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与える。

イ　施工体制評価点　施工体制評価点は、上記⑴アに示す評価項目について、最大30点を与える。

ウ　加算点　加算点は、上記⑴イ、ウ及びエに示す評価項目について、最大30点を与える。

なお、上記⑶における審査結果によっては、加算点を減点することがある。

⑶　施工体制確認のためのヒアリングの実施　施工計画等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリング（書面による確認を含む。）を実施するとともに、ヒアリングに際して、追加資料の提出を求めることがある。

⑷　落札者の決定方法

ア　次の㈠から㈢までの全ての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、次の㈠から㈢までの全ての要件に該当する他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

㈠　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㈡　⑴に示す評価項目の提案が標準案の要求要件を満たしていること。

㈢　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

イ　アにおいて、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじにより落札者を決める。

⑸　評価内容の担保　実際の施工に際しては、各種提出様式に記載した施工方法により施工し、提案内容（上記⑴のイに示す技術的所見を除く）を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により提案内容（上記⑴のイに示す技術的所見を除く）を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額を行う。併せて、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

４　入札手続等

⑴　担当局等　〒222―0033 神奈川県横浜市港北区新横浜２丁目５番地11（金子第１ビル）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道建設本部関東甲信工事局契約課

電話045―475―5560　ＦＡＸ045―475―5507

メールアドレスkeiyaku.knk@jrtt.go.jp

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間　平成28年４月13日（水）から平成28年７月14日（木）までの休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日。以下同じ。）を除く毎日、午前10時から午後４時まで

イ　交付場所　上記４⑴に同じ。

ウ　交付方法　上記交付場所で電子媒体にて交付する。なお、設計図書の交付を希望する者は、あらかじめ発注者に電話連絡のうえ、所定の手続きをすること。